

【資料編】

VIII 東京都等の基地対策

3 涉外関係主要都道府県知事連絡協議会（涉外知事会）

資料 96

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会 規約

（名 称）

第1条 この会は、涉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道府県（別表に掲げる都道府県。以下「都道府県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 この協議会は、都道府県の知事を会員として組織する。

（事 業）

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 問題の解決策を図るための関係会議の開催
- (2) 情報の収集及びその伝達
- (3) 関係機関への要望等
- (4) 広報活動及び情勢分析
- (5) その他協議会の目的を達成するため必要な事業

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（役員の任期等）

第6条 会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

- 2 役員の任期は2年とする。

ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、再任されることができる。

（会 議）

第7条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要のつど開催する。

- 2 総会は、要望書の採択、役員の改選、規約の改正、その他重要な事項を決議する。

- 3 会議は、会長が招集し会員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

- 4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

（幹 事）

第8条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、都道府県の涉外事務主管部長または都道府県知事の指名する者をもってあてる。

- 3 幹事のうち、会長の属する都道府県の幹事を幹事長とする。

（幹事会）

第9条 予算・決算等協議会の運営に関する事項、総会に提出すべき事項、総会から付議された事項及び緊急を要する事項を審議させるため、協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。

- 3 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。

- 4 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みか

えるものとする。

(会計監事)

第 10 条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから 2 人を会計監事とし、会長が任命する。

2 会計監事の任期は 2 年とする。

(庶務)

第 11 条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

2 分担金の金額は別に定める。

(会計)

第 13 条 協議会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

この規約は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。

(別表)

北海道	青森県	茨城県	埼玉県
千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
静岡県	京都府	広島県	山口県
福岡県	長崎県	沖縄県	

附 則

1 この規約は、昭和 37 年 1 月 12 日から施行する。

2 この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、昭和 38 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 2 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

資料 97

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和5年度「基地対策に関する要望」

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症及び新型コロナウイルス感染症等（以下「新興感染症等」という。）についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておりません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

令和5年8月23日

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：涉外知事会）

会長	神奈川県知事	黒岩祐治
副会長	青森県知事	宮下宗一郎
副会長	長崎県知事	大石賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城デニー
	北海道知事	鈴木直道
	茨城県知事	大井川和彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	京都府知事	西脇隆俊
	広島県知事	湯崎英彦
	山口県知事	村岡嗣政
	福岡県知事	服部誠太郎

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和5年度「基地対策に関する要望」の主な項目

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

2 日米地位協定の改定

- (1) 基地使用の可視化
- (2) 環境条項の新設
- (3) 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- (4) 国内法適用の拡充
- (5) 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- (6) 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実
- (7) 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

3 国による財政的措置等の新設・拡充

- (1) 基地交付金等の増額等
- (2) 地域振興策の新設・拡充
- (3) 基地跡地の返還に係る支援
- (4) 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

資料 98**米軍基地における有機フッ素化合物に関する特別要請**

在日米軍基地における有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA。以下「PFOS 等」という。）については、令和 2 年 4 月に沖縄県の普天間飛行場において泡消火剤の大規模な流出事故が発生したことを受け、同年 5 月、涉外知事会として、原因究明や再発防止に加え、基地における管理状況の公表や代替品への早期交換等について要請したところです。その際、国からは、米側の了解を得たうえで必要に応じ説明を行うことや、代替品への交換等について日米間で議論を行っていきたい旨の回答がありました。

要請から 2 年が経過しましたが、在日米軍基地における PFOS 等の管理状況について十分な説明はなく、その後も、沖縄県では、金武湾第 3 タンクファームにおける PFOS 等含有水の流出事故が発生し、また、水道資源として利用している基地周辺の河川等や地下水から、暫定指針値を超える PFOS 等が検出されるといった問題が相次いでいます。

さらに、青森県では、三沢基地の消火システムから PFOS 等含有水が基地内の排水処理施設に流出し、その一部が施設・区域外の池に流れ込むという事案が発生しており、神奈川県でも、横須賀基地の排水処理施設において PFOS 等が検出されています。

一方、国際社会においては、PFOS 等の規制強化の動きが強まっています。特に米国においては、昨年 10 月、米政府全体の今後の取組を大幅に強化する方針が打ち出され、その中で、国防省が米国内の基地についてアセスメントを実施することや、検出・処理等の研究や代替品開発に投資すること等が盛り込まれました。

また、今年 6 月 15 日には、米国環境保護庁は、PFOS 等が人体に悪影響を及ぼす可能性が高いとして、健康勧告値の厳格化の見解を示しています。そのことにより、米軍基地周辺住民の不安はより一層増しています。

国においては、こうした動きを注視しつつ、在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の管理及び代替品の交換には、国内外の最新の知見を反映し、積極的に取り組んでいただくことが必要です。つきましては、「令和 4 年度 基地対策に関する要望書」に盛り込んだ要請事項の実現に加え、以下の事項について、今後の日米協議に反映しつつ、適時適切に実施していただくことを要請します。

- 1 在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理について、日米間の協議状況について情報提供すること。
- 2 在日米軍基地における PFOS 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表すること。
- 3 代替品への交換が実現するまでの間、PFOS 等を含む製品の管理にあたっては、駐留軍等労働者の健康に影響がないよう万全の配慮を払うこと。
- 4 日本環境管理基準（JEGS）は日米の国内法の、より厳格な基準を選択するという基本的な考え方のもとに作成されていることを踏まえ、改訂にあたっては、PFOS 等に関する日本側の規制基準を適切に反映することはもとより、米国の最新の規制動向や知見に十分留意のうえ、日米で緊密に連携し協議すること。

令和4年8月23日

外務大臣 林芳正殿
防衛大臣 浜田靖一殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：涉外知事会）

会長	神奈川県知事	黒祐治
副会長	青森県知事	岩村申吾
副会長	長崎県知事	三石賢吾
副会長	沖縄県知事	大城デニ一
	北海道知事	玉鈴木直道
	茨城県知事	大井川彦和
	埼玉県知事	大野裕元
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長嶋幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	京都府知事	西脇俊彦
	広島県知事	湯崎英政
	山口県知事	村岡嗣誠
	福岡県知事	服部太郎

資料 99

米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で担うべきものですが、沖縄県をはじめ、基地や訓練区域が所在する一部の地域に負担が集中しています。

こうした状況を踏まえ、涉外知事会では、米軍基地の整理・縮小等や日米地位協定の抜本的な見直しなどを求めてきましたが、いまだ実現していない状況にあります。

こうした中、今年1月に行われた日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）共同発表では、沖縄県に駐留している部隊の改編や、神奈川県内の基地への部隊の新編が盛り込まれるなど、既存の基地に対する新たな負担増が懸念される状況にあります。

また、既存の基地の存在や運用に伴う負担を軽減するための方策については、国において、地域振興策等も含めた財政措置等を講じられているところですが、地域の実情に即していない状況が生じています。

近年の事例では、長崎県における平成23年に日米合同委員会で基本合意された弾薬庫の移転集約と跡地返還について、現在も工事着手に至っておらず、地元関係者の理解・協力の維持への懸念や、いまだに返還予定地の利活用の目途が立たないなど、地域への影響が長く続く中、十分な地域振興策が講じられていません。

また、沖縄県では、基地周辺の水源から検出されたPFOS等への対策にあたり、浄水場に設置している水道水の浄化のための粒状活性炭を従来の半分の期間で取り換える必要が生じており、県の費用負担が増大していますが、現在国が講じている交付金等の対象外となっています。加えて、当初PFOS等対策のために緊急で交換を行った粒状活性炭の費用については国に補償を求めているところですが、これまで認められていません。

こうした状況を踏まえると、地域振興策等も含めた財政措置の新設とともに、現在講じられている国の負担軽減措置についても要件の緩和や制度の拡充が必要です。

よって、米軍基地等が所在する地域の負担を軽減するため、特に以下の事項を実施するよう要請します。

- 1 我が国の安全保障上、当該地域が果たしている役割の重要性を考慮し、新たな負担増等に関しては、地域振興策も含めた財政措置の新設、地域の負担に見合った十分な予算措置等、抜本的に負担軽減措置を拡充すること。
- 2 現在国が講じている、特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金等の既存の財政措置については、要件が限定されているなど、地元の負担の実情に即していない側面があることから、地元の実情に応じて柔軟に財政措置を講じることが可能となるよう、対象事業を拡大するなど、制度を拡充すること。

令和5年8月23日

総務大臣	松木 剛明 殿
財務大臣	鈴木 俊一 殿
防衛大臣	浜田 靖一 殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：涉外知事会）

会長	神奈川県知事	黒岩祐治
副会長	青森県知事	宮下宗一郎
副会長	長崎県知事	大石賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城デニー
	北海道知事	鈴木直道
	茨城県知事	大井川和彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	京都府知事	西脇隆俊
	広島県知事	湯崎英彦
	山口県知事	村岡嗣政
	福岡県知事	服部誠太郎

資料 100

米空軍オスプレイ CV-22 の墜落事故に関する要請

11月29日、米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、オスプレイとしては国内初となる死者が発生する痛ましい事故となりました。お亡くなりになった8名の乗員の方々とそのご家族、また米国の皆様に、衷心より哀悼の意を捧げます。

一方で、これまで当協議会としてもオスプレイを含めた航空機の安全対策を繰り返し求めてきたにもかかわらず、陸上に近い洋上で航空機が墜落するという、一歩間違えれば大惨事となりかねない重大事故が発生したことは、基地周辺住民の方々のみならず、全国民に深刻な不安を与えるものであり、遺憾と言わざるを得ません。

また、今回の事故では、当初、日本政府が、オスプレイの飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うよう求めたにもかかわらず、一部機種の飛行が継続され、更に、米軍が飛行継続を判断するにあたっての安全上の根拠も示されていないという問題もありました。

については、強く米側に働きかけを行う等、日米両国政府で連携のうえ、次の措置を実施するよう求めます。

1 当該事故の経緯を明らかにするとともに、早急に原因を究明し、二度とこのような事故を起こすことのないよう確実な再発防止策を講じること。

また、これらの対応については、関係自治体に対して適宜情報提供を行うとともに、国民に対して公表すること。

2 米軍の全てのオスプレイについて、今回の事故原因を踏まえた安全対策を行うなど、安全が確認されるまで飛行を停止すること。

3 オスプレイを含む全ての航空機について、整備点検や乗員の教育などの安全対策を徹底すること。

4 オスプレイを含む全ての航空機の安全確保に向けて、日米両国政府が確実に連携のうえ、適時に必要な措置を実施すること。

令和5年12月12日

外務大臣	上川陽子 殿
防衛大臣	木原稔 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：渉外知事会）

会長	神奈川県知事	黒岩祐治
副会長	青森県知事	宮下宗一郎
副会長	長崎県知事	大石賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城デニー
	北海道知事	鈴木直道
	茨城県知事	大井川和彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	山梨県知事	長崎幸太郎
	静岡県知事	川勝平太
	京都府知事	西脇隆俊
	広島県知事	湯崎英彦
	山口県知事	村岡嗣政
	福岡県知事	服部誠太郎